

# 近世後期の地方町家における室内意匠の規制 — 港町酒田における天保14年(1843)の町家の家作制限を中心に —

菅原 邦生

## The Regulation of Interior Design in Local Townhouses in the Late Modern Period Focusing on the Restriction of Buildings (Interiors) of Machiya in Sakata, a Port Town in 1843

Kunio Sugahara

### 1. はじめに

近世は士農工商など、封建的な身分秩序を背景に為政者によって支配された時代であり、各地の城下町においては城郭を中心に武家地・寺社地・町人地など、身分によって住み分けがされた。今回取り上げる港町酒田は鶴岡藩の外港として町奉行の支配下にあった。武家や町人、農民の住まいである武家住宅や町家・農家については、近世を通じて身分に応じた家作が求められた。

本稿でとりあげる近世町家の室内意匠を中心とする家作制限は、江戸、大坂、京や代表的な城下町を中心に町並み景観を含めた豊富な研究成果の蓄積があり<sup>1)</sup>、近世後期における武家住宅の形式を取り入れた近世町家の室内意匠の成立と規制について明らかにされている。

近世後期に老中水野忠邦によって実施され、江戸時代の三大改革の一つとして知られる天保の改革は、幕政改革に端を発し、儉約や風紀粛清、奢侈禁止など、その内容は広く生活全般に亘る。町人の住まいである町家についても例外ではなく、様々な家作制限が行われたが<sup>2)</sup>、実態として、武家住宅の形式を取り入れた室内意匠が認められた場合もあり、地方の町場を含めれば、日本建築史・日本都市史としての成果は十分でないと考えられる。

本研究は、近世後期における地方町家の室内意匠の規制について、各地における先行研究を概観してその内容を整理し(2.)、港町酒田の町家を事例に、天保の改革の一環として実施された天保14年(1843)の家作制限の特質を明らかにし(3.)、その位置づけを図ること(4.)を目的とする。

## 2. 先行研究にみる近世地方町家の室内意匠の規制

室内意匠を含む近世町家の家作制限については、水野氏の一連の研究<sup>3)</sup>や鈴木氏の研究<sup>4)</sup>がある。

まず水野氏は、近世全般を通じて武家・町家・農家の建築規制を捉え、町家については土佐藩を事例に元禄14年(1701)の「分限不相応」な家作や、米沢藩の正徳2年(1712)の「造作美麗」な家作の規制を指摘している。また水野氏は、近世町家の数奇(物好き)は、外観上の「美麗」などとは異なり、見かけが質素でありながら、実際は手の込んだ作業を行い、経済的には「過分限」であったことを指摘している。

鈴木氏は、本稿の主題となる天保14年(1843)の家作制限について江戸を中心に取り上げ、重要な指摘をしている。つまり江戸時代初期から幕府の規制は、書院や座敷を整備した書院造を武士住宅の形式とし、町人住宅(町家)が書院や座敷を整備することを禁じた。町人全体における違反件数は決して多くなかったが、武士の利用に供する町役人、御用達町人、町医師などにおいては、門・玄関・長押・付書院などが特例として認められていたことを明らかにした。さらに、大坂や山田(現在の三重県伊勢市)、京の町奉行所などから特例を認める町人の範囲についての問い合わせがあり、江戸町奉行所は、それぞれの奉行所に対し、武士の利用に供する者や御用の品を取り扱う者などが、その範囲と回答している。

水野氏や鈴木氏以外の論考としては、田上氏は<sup>5)</sup>佐賀藩において、生活諸般を規定した城下諸町の別当間の申合せである弘化3年(1846)『市中申合書』を基に、門構えや玄関、格天井、花頭窓などについては、給人屋敷を除いて制限されたものの、竿縁天井、黒塗りの竿縁、棧、框、附書院、長押の釘隠しなどについて、新規の造作を禁じるものの、既存のものは容認していることを明らかにした。

また加賀藩でも、万治2年(1659)から享保9年(1724)の『町会所御條目』<sup>6)</sup>寛文8年(1668)7月6日条に、

### 一、家作諸事相守儉約成程軽ク可致事

**附、なけし作・杉戸・附書院・くしかた彫物・組物無用、床ふち・さん・かまち塗候儀并から紙はり付令停止之、但使宿一二軒ハ各別之事**

とあり、町家内部の長押・杉戸・附書院・くしかた彫物などの設えが禁じられた。但し役人などを泊める「使宿」は例外とした。

さらに菅原<sup>7)</sup>は、拙論において越後柏崎(新潟県柏崎市)を事例に町家の家作制限について検討し、座敷を中心に二重長押や金箔の禁止など細かな規制がされ、当時の江戸・大坂・京・金沢などに見られた意匠が越後柏崎にも認められるとした。また寛政12年(1800)から慶應4年(1868)の柏崎町会所の町政記録である『町会所御用留帳』天保14年(1843)9月条<sup>8)</sup>によれば、

**一、町方は本陣を始、町役人其外重立候旅籠屋并苗字帯刀御免之もの共迄ハ依時宜、公儀御役人始御宿等も為相勤候義ニ付、先其儘ニいたし置可申事、乍去金銀之張付又は床縁さんかまち等本塗其外格別目立候分は相改可申事**

とある。本陣や町役人宅など、公儀役人などの宿泊に利用される場合には、規制の多くが対象外とされた。以上を整理すると、武家住宅の形式を取り入れた近世町家の室内意匠は、近世を通じて家作制限の対象であったものの、以下の場合、特例として認められていたことが分かる。

- ①特権町人で、武士の利用に供する、或いは御用の品を取り扱う場合(江戸・大坂・山田・京・金沢・柏崎) <※この内、金沢・柏崎は公儀役人などの宿として利用>

## ②室内意匠の種類によって許された場合（佐賀）

こうした事例は他地域においても見られたものと考えられるが、その実態は必ずしも明らかにされていない。

他方、野口氏<sup>9)</sup>らは、オランダのライデン国立民族学博物館所蔵の19世紀初めの町家模型(シーボルト・コレクション)の分析から、上記以外の視点として、商種・生業・階層によって建物規模や室内意匠が異なることなどを明らかにしている。

今回事例とする日本海側屈指の港町の一つとして繁栄した酒田は、どうであっただろうか。

## 3. 港町酒田における天保14年(1843)の町家の家作制限

### 3.1. 酒田の歴史

酒田は最上川河口に開かれた港町である。中世以来出羽の主港として全国的に知られている。16世紀前半、藤原秀衡遺臣の末裔と称する三十六人衆により、それまで栄えていた「向酒田」(現位置の対岸)から「当酒田」(現位置)へ町の中心が移された。三十六人衆とは酒田の町政を司った特権町人である。江戸期に入ると最上川上流の幕領、山形藩、米沢藩など諸藩の米・大豆・紅花などの物資が寛文12年(1672)の西廻航路開発により集中する一方、上方から多くの物資が移入され、酒田に入津する舟も天和年間(1681-83)で3千隻前後に及んだとされる<sup>10)</sup>。

また天明8年(1788)古川古松軒『東遊雑記』<sup>11)</sup>にも「市中三千余軒、大方商家にて、人物・言語大概にて、諸品欠しからず、九州・中国及び大坂より廻船交易のために往来して、この津に泊して国中の産物をつむことなり」とあり、酒田は日本海側有数の港町として繁栄の一途をたどった。

### 3.2. 史料と研究方法

今回、史料として用いる『酒田三十六人御用帳』(以下『御用帳』)<sup>12)</sup>は正徳6年(1716)から明治5年(1872)における酒田の町役人の記録であり、家作を含む港町酒田の町政を知る上で重要な史料である。以下『御用帳』を基に町家の室内意匠について、天保14年(1843)の家作制限を検討し(3.3.1)、特権町人の家作制限の免除(3.3.2)や、生業の有無による免除の撤廃(3.3.3)を明らかにする。さらに、各地の家作制限と比較し、その位置づけを図る。

### 3.3. 港町酒田における天保14年(1843)の家作制限

#### 3.3.1. 天保14年(1843)における家作制限

『市中取締類集』(旧幕府引継書)によれば、天保14年(1843)4月、幕府は家作制限を布告する<sup>13)</sup>。これは町奉行所が老中に町触案を提出し、裁定を受けるかたちで決定されたものである。

酒田の町家について『御用帳』天保14年(1843)5月条によれば、

町中ハ勿論国々在町共家作之儀ニ付てハ、先年ヨリ度々相触置候処、追々相ゆるみ、なけし・杉戸・附書院・入廁附等ニ粉敷家作いたし、しかた(くしかた)・彫物・床ふ(床ふち)・さん・かまちを塗、金銀之唐紙等相用、門・玄関様之懸ヲ以て取建、或ハ外見質素ニても却て工手間等相懸ケ奢侈僭上之儀、不埒之至ニ候、仮令先代之取建候家作ニ候共、此節早々造作相改、其外別荘を補理格別手広不相応之家作も有之由相聞候間、当六月を限質素之家作ニ相改可申候、町人共之家作ニて手広ニ候与も、花麗奢侈無之、物好之儀も無之分ハ取壊申付ニ不及候、町家ニ不似合不相広之家作

之分ハ不残為引直可申候、右限月を越等閑ニ捨置候者も有之候ハ、見分之者指遣吟味之上嚴重之咎可申付候 ※ ( ) 内は筆者

とある。史料中に見られる「なけし・杉戸・附書院・入廁附等ニ粉敷家作いたし、しかた(くしかた)・彫物・床ふ(床ふち)・さん・かまちを塗、金銀之唐紙等相用、門・玄関様之懸ヲ以て取建」や「外見質素ニても却て工手間等相懸ケ」、さらに「別荘を補理格別手広不相応之家作」などは、6月を限りとして「質素之家作」に改めるように指示された。また史料中の「花麗奢侈」や「物好之儀」は、前述の水野氏の指摘とも重なる(2. 参照)。

尚、本記録は前出の鈴木氏の研究によれば、ほぼ同様の触れが、江戸の『市中取締類集』にも確認でき、老中水野忠邦の天保の改革の一環として発せられ、その後前述の通り、大坂や京の町奉行所などからも同様の制限が出されていたことが指摘されている。

よって地方町場である港町酒田まで同様の家作制限が波及していたことを確認できる。

### 3.3.2. 特権町人における家作制限の免除

前述の通り酒田では、江戸・大坂・京同様、「質素之家作」とするよう指示されたが、『御用帳』天保14年(1843)6月条によれば、

覚

御町年寄

上林勇右衛門

鑑谷惣兵衛

二木藤四郎

右ハ御大名又ハ公儀御役人御宿仕、往古ヨリ本陣相勤候ため玄関も大振ニ仕置候由

とあり、3人の町年寄については、大名や幕府役人の宿泊に利用される本陣のため、大型の玄関が認められた。さらに、

白崎謙吾

右者去る戌年御巡見之御宿仕候ニ付、門・玄関座敷造作仕候由

とあり、幕府役人などの巡検に際し、門・玄関の設置が認められた。また、

酒田町組・内町・米屋町両組

右大庄屋八人

右之内三人天明之度御料御巡見御宿仕候由、此後外ニ相応之御宿無之節ハ、専ら見苦敷無之家御宿申付候積り、右ハ門・玄関并造作向等調書、且年寄三人之玄関造方睨与唱不相譯趣ニて、別紙絵図面三枚共差出候間、則右絵図面并ニ調書ニ附札仕差上申候

とあり、幕府役人の宿泊場所を確保するため、大庄屋の門・玄関や造作などを調べさせている。さらに、

一、年寄格・三十六人之者格別由緒之家筋之事ニ唱居候由ニて、三十六人之儀ハ年寄ニ引続候身分之者ニて、踏込御内輪御用とも相用い、右年寄格・三十六人者門・玄関等無御座、格別目立候家作は無御座候得共、内法なけしは大概仕候仕付置并床ふち・杉戸・かまち・唐紙縁黒

**塗・ため塗・障子等造作御座候よし、右ハ格別目立不申分ハ其儘差置可然哉、右之内年寄格本間正七郎・三十六人衆与平兩人家之座敷二重なけし仕付置候由ニ付、右之分ハ為取可申哉**

とある。年寄格や三十六人衆については「格別由緒之家筋」のため、内法なけし・床ふち・杉戸・かまち・唐紙縁黒塗・ため塗・障子等造作については認められたものの、年寄格である本間正七郎と三十六人衆の森与平宅の座敷に付けられた二重長押を取り払うよう指示された。尚、「ため塗」(溜塗)とは漆工芸の塗の一種で、赤色の下塗または中塗の上に透漆をかけた赤色系の塗を言う。さらに、

**一、御用達・御蔵米取之もの御目見以上ニ付、着服之儀ハ並町人と格別之被仰出も有之、且浦役人着服之儀も同様之事ニ付、右之者共造作向之儀ハ三十六人ニ準候様為相心得可申候哉**

とある。「御目見以上」とは登城が許され、鶴岡藩主に謁見が許されたことを意味すると思われるが、「御用達・御蔵米取之もの」さらに「浦役人」については、家作についても三十六人衆と同格とされた。「浦役人」とは浜や漁業の管理に関わる役人である。一方、同記録によれば、差立問屋については、公儀の触れに抵触しないように家作するよう指示され、また「御目見医」や「御町医」は、門が設けられ(袖や扉は設けていない)、かつ町家前面の庇(雁木)などに玄関を設けるなど、造作を含め「御目見以上」の構えとなるように指示された。さらに茶屋家業については、「附書院ニ紛敷もの」をつけている場合は、取り払いが指示された。

以上にみる家作制限の対象となった町家の室内意匠の多くは、江戸・京・大坂や金沢・佐賀など代表的な城下町においても見られたものであり<sup>14)</sup>、同様の室内意匠が酒田の町家においても認められる。また特権町人(町年寄・大庄屋・年寄格・三十六人衆・御用達・御蔵米取之もの・浦役人・御目見医・御町医等)については家作制限の多くが例外的に認められた。これは拙論によれば、越後柏崎(新潟県柏崎市)においても同様の傾向にあった<sup>15)</sup>。

### 3.3.3. 特権町人における家作制限の免除の撤廃

『御用帳』天保14年(1843)9月条によれば、

**惣御用達**

**御米宿共**

**右者格分有之者ニても夫々職分渡世致し候事ニ付、格分有無ニ不拘、門・玄関・長押・塗床・縁かまち・畳縁・くり形彫物・其外欄間・違棚等之造作都而御触面之通早々引直候様被申達候**

とあり、「惣御用達」と「御米宿」については、それぞれ生業(「職分渡世致し」)をもっていることを理由に、門、玄関、長押、塗床、縁かまち、畳縁、くり形彫物、其外欄間、違棚等については改めることとされた。さらに、

**一、年寄格・三十六人之者共、店名前を以同家ニて家業致候ものハ、前同様家作向引直可申候、御諸家蔵元等相勤、店等不指出ものハ、大庄屋之家作同様相心得可申事**

とあり、年寄格や三十六人衆で「店名前を以同家ニて家業致候もの」については家作を改め、「御諸家蔵元等相勤、店等不指出もの」については大庄屋の家作と同様とした。大庄屋とは酒田の内町組大庄屋の伊東家である。さらに同記録によれば、内町・米屋町の組長、御用達、御蔵米取之者についても、生業をもつものについては、触通りに家作を改めるように指示された。

#### 4. 港町酒田における町家の室内意匠の規制の位置づけ

まず、本稿では先行研究の整理から、武家住宅の形式を取り入れた近世町家の室内意匠は、近世を通じて家作制限の対象であったものの、①特権町人で、武士の利用に供する、或いは御用の品を取り扱う場合（江戸・大坂・山田・京・金沢・柏崎）<※この内、金沢・柏崎は公儀役人などの宿としての利用>や、②室内意匠の種類によって許された場合（佐賀）などは、特例として認められていた。

この点について地方町場の一つである港町酒田を事例に検討すると、以下の通りである。

酒田は、幕府の天保の改革に伴い、天保14年（1843）5月に室内意匠を中心とした家作制限が町奉行所から出された。しかし町年寄・大庄屋・三十六人衆・御用達・御蔵米取之者・浦役人・御目見医・御町医などの特権町人については、史料中に見られる門・玄関（大型をむ）、内法なけし・床ふち・杉戸・かまち・唐紙縁黒塗・ため塗・障子等造作の多くが、以下の理由から例外的に認められた。

- a. 大名や幕府役人の宿泊場所であること
- b. 格別由緒のある家筋であること
- c. 御目見以上であること

一方、酒田では、生業をもつ、御用達、御米宿、年寄格、三十六人衆、内町・米屋町の組長、御蔵米取之者の場合は家作制限の対象とされた。前述の通り、特権町人については、これまで家作制限の免除が指摘されてきたが、生業の有無によっては特権町人であっても家作制限の対象とされた点は、他地域の先行研究に認められず、酒田の独自性と見ることができる。

#### 5. おわりに

武家住宅の形式を取り入れた近世町家の室内意匠の規制は、各地域に見られたと考えられるが、その内容は必ずしも一律ではなかった。

港町酒田における町家の家作制限も例外ではなく、規制の対象となった室内意匠の多くは、当時の江戸・京・大坂や金沢・佐賀など代表的な城下町の町家にも認められ、また特権町人における家作制限の免除は酒田に限られたことではなかった。しかし生業の有無によっては特権町人であっても、家作制限の対象とされた点は、酒田の独自性と言える。

#### 謝 辞

本研究は、新潟青陵大学短期大学部の2020年度「個人研究加速化助成金」による成果報告であり、記して謝意を表します。

尚、本研究は、菅原邦生:『酒田三十六人御用帳』にみる港町酒田の天保14年（1843）の町家の家作制限について、日本建築学会計画系論文集、第781号、pp.1055-1061、2021. 3に掲載決定された論文を再構成し、論点を明確にした上で、大幅に加筆・修正したものです。

注

1) 江戸については、鈴木賢次：天保14年における幕府の住宅規制と町人住宅、日本建築学会計画系論文集、第415号、1990.9、pp.129～137などの論考がある。大坂については、大阪市参事會発行の『大阪市史』が広く知られる。例えば第二巻(1915)には天保14年(1840)における大坂の家作規制の内容が詳しく紹介される。京都については、代表的なものとして近年の丸山俊明：17世紀の京都の町並景観と規制 —江戸時代の京都の町並景観の研究(その1)一、日本建築学会計画系論文集、第581号、2004.7、pp.417～420がある。それ以外として秋山國三編、公同沿革史 上巻、1944 中村昌生：京の町家、河原書店、1994 日向進：近世京都の町・町家・町家大工、思文閣出版、1998 日向進：近世中期における京都町家の建築構成について、日本建築学会論文報告集、第318号、pp.156-165、1982.8など多くの論考が知られている。金沢については、『町会所御條目』金沢市史編さん委員会編、金沢市史 資料編6 近世四、町政と城下、金沢市、2000、pp.296～426が知られている。佐賀については、田上稔・大城欣彦・宮本雅明：佐賀城下蔵造り町家遺構の編年と特質 佐賀城下町の町家に関する考察(2)、日本建築学会中国・九州支部研究報告集、第10号、pp.609-612、1996.3などがある。

上記のほか法制面全体としては水野耕嗣：近世都市・建築法制史の研究1～19、日本建築学会大会学術講演梗概集、同東海支部研究報告集ほか、1975～1989の一連の研究が知られている。

2) 藤田覚著(日本歴史学会編)：天保の改革、吉川弘文館、1984、pp.69-71

3) 注1) 前掲「近世都市・建築法制史の研究1～19」

4) 注1) 前掲「天保14年における幕府の住宅規制と町人住宅」

5) 田上稔・大城欣彦・宮本雅明：佐賀城下蔵造り町家の編年と特質 佐賀城下町の町家に関する考察(2)、日本建築学会中国・九州支部研究報告、第10号、pp.609-612、1996.3

6) 『町会所御條目』金沢市史編さん委員会編、金沢市史 資料編6 近世四 町政と城下、金沢市、2000、pp.296-426。

7) 菅原邦生：近世後期の越後柏崎における町家の建築申請と規制について、日本建築学会計画系論文集、第678号、pp.1933-1937、2012.8

8) 『町会所御留帳』柏崎市史編さん委員会編：柏崎市史資料集 近世3-5、柏崎市史編さん室、1979-1980 注7) 前掲でも取り上げている。

9) 野口憲治・波多野純：ライデン国立民族学博物館所蔵町家模型の特質 ライデン国立民族学博物館所蔵町家模型からみた日本の近世町家1、日本建築学会計画系論文集、第733号 pp.757-766、2017.3

10) 森谷尅久編：江戸時代図誌 第8巻 奥州道二 筑摩書房、pp.12-13、1977

11) 『東遊雑記』(大藤時彦編：東遊雑記 奥羽・松前巡見私記 東洋文庫27、平凡社、p.69、1964)

12) 酒田市史編纂委員会編：酒田市史 史料篇第一集 第二集 三十六人御用帳 上・下、酒田市、1963-64

13) 注1) 前掲「天保14年における幕府の住宅規制と町人住宅」

14) 注1) 前掲

15) 注7) 前掲